

許可証一覧

許可の種類	区分	許可番号	許可年月日	有効年月日	産業廃棄物の種類															
					燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残渣	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁	鉱さい	がれき類	ばいじん
産業廃棄物収集運搬業	長崎県	04210002439	H30.11.5	H35.11.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	長崎市	07912002439	H30.11.5	H35.11.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	佐賀県	04107002439	H31.3.18	H36.3.17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	福岡県	04000002439	H27.10.30	H32.10.29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	熊本県	04305002439	H31.1.8	H35.11.19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大分県	04407002439	H29.11.17	H34.11.16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	宮崎県	04504002439	H29.2.1	H34.1.31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	鹿児島県	04608002439	H28.7.3	H33.7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	山口県	03500002439	H31.1.16	H36.1.15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
産業廃棄物処理業	長崎県	04220002439	H25.11.5	H32.11.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
	長崎市	07922002439	H30.11.5	H35.11.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

特別管理産業廃棄物の種類

許可の種類	区分	許可番号	許可年月日	有効年月日	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	ばいじん	鉱さい	廃石綿等	感染性産業廃棄物
特別管理産業廃棄物収集運搬業	長崎県	04250002439	H30.7.15	H35.7.14	○ ※1	○ ※2	○ ※3	○ ※4	○ ※5	○ ※1		○	○
	長崎市	07962002439	H30.6.28	H35.6.27		○ ※6	○ ※7	○ ※8	○ ※9			○	○
	佐賀県	04157002439	H30.9.29	H35.9.28		○ ※6	○ ※7	○ ※8	○ ※9				○
	福岡県	04050002439	H30.8.24	H35.8.23	○ ※1	○ ※10	○ ※26	○ ※11	○ ※12	○ ※13	○ ※27	○	
	熊本県	04355002439	H30.11.6	H35.9.29	○ ※1	○ ※2	○ ※3	○ ※14	○ ※15	○ ※18	○ ※1	○	○
	鹿児島県	04650002439	H30.7.6	H35.7.5		○ ※6	○ ※7	○ ※8	○ ※9			○	○
	大分県	04457002439	H29.12.28	H34.12.27	○ ※19	○ ※17	○ ※26	○ ※4	○ ※5	○ ※16	○ ※18		
特別管理産業廃棄物処理業	長崎県	04270002439	H30.7.27	H35.7.26		○ ※20	○ ※3	○ ※21	○ ※22				○
	長崎市	07972002439	H30.7.27	H35.7.26		○ ※23	○ ※7	○ ※24	○ ※25				○

- ※1、特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素、セレン及びその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※2、特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、1,3ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1-4ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。
- ※3、揮発性油、灯油類及び軽油類、特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、1,3ジクロロプロペン、ベンゼン、1-4ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。
- ※4、PH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※5、PH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※6、特定有害産業廃棄物のうち、水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことにより有害なもの
- ※7、揮発性油、灯油類及び軽油類、特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことにより有害なもの
- ※8、PH2.0以下、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀、カドミウム、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物を含むことにより有害なもの
- ※9、PH12.5以上、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀、カドミウム、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物を含むことにより有害なもの
- ※10、特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、1,3ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※11、PH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※12、PH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※13、特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※14、PH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことにより有害なものに限る。
- ※15、PH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことにより有害なものに限る。
- ※16、特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素、セレン及びその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。
- ※17、特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、1,3ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。
- ※18、特定有害産業廃棄物のうち、水銀、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素、セレン及びその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※19、特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素、セレン及びその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。
- ※20、特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、1,3ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※21、PH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※22、PH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※23、特定有害産業廃棄物のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことにより有害なもの
- ※24、PH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※25、PH12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物を含むことにより有害なものに限る。
- ※26、揮発性油、灯油類及び軽油類、特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、1,3ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことにより有害なものに限る。
- ※27、特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物を含むことにより有害なものに限る。